

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

検討項目	現状・課題	今後の方向性
<p>小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換</p> <p>ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について</p>	<p>○(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被虐待児童や発達障害がある児童、医療が必要な児童が増えており、さらに愛着障害や発達障害などを同時に抱える、複合的な問題を持つ児童が増加 <p>○(乳児院)家庭養育推進事業、医療体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所児童のうち被虐待・疾患・障害などにより、ケアニーズが高い児童の割合が高くなっているため、より多くの直接処遇職員や心理士等の専門職員が必要となっているが、職員の確保や定着が困難 ・小児医療の進歩とともに入所児童に対する医療的ケアも高度化しており、対応できる施設が少ない。 <p>○(児童養護施設)専門機能強化型児童養護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童や学校への付き添いが必要な児童、複合的な問題を抱える児童など、ケアニーズが高い児童が増加 ・ケアニーズが高い児童に対応するためには、対応職員のスキル向上、専門職の職員配置など、対応職員の充実が求められている。 ・児童精神科医や直接処遇に入る職員の確保、定着が困難 <p>○(児童養護施設)都立児童養護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアニーズが高い児童を確実に受け入れるセーフティネット機能の確保が求められている。 ・連携型専門ケア機能モデル事業について、これまでの受入れ状況に関する分析が必要 ・重篤な症状の児童が多く、支援の困難性が高いが、こうした児童に対する支援技術について着実に蓄積 <p>○(児童養護施設)高年齢児童に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生等には部活動に必要な経費や塾代など学習支援のための実費支弁がない。 <p>○(児童自立支援施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被虐待経験や発達障害等により、特別な支援を必要とする児童の増加 <p>※自立援助ホームについては、第5回専門部会で検討</p>	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱えた児童に対する支援強化を検討 <p>(乳児院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別的ケアの充実を図るため、職員の確保・定着に向けた支援の継続 ・病虚弱児等の受入体制の確保に向けた支援の継続 <p>(児童養護施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童のニーズに応じた個別的ケアの充実を図るため、職員の配置増や専門職の配置による支援体制の強化 ・職員の対応スキルの向上や、人材育成への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネットとしての都立施設の役割を整理 ・関係機関と連携しモデル事業を確実に検証 ・ケアニーズが高い児童への支援方法の研修実施などにより他施設を含めた人材育成への活用を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢児童に対応した支援の充実 <p>(児童自立支援施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童のニーズに応じた個別的ケアの充実を図るため、職員の配置増や専門職の配置による支援体制の強化

検討項目

現状・課題

今後の方向性

小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

施設の小規模かつ地域分散化の促進について

○(共通)

- ・新しい社会的養育ビジョンや都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、原則として、概ね10年以内を目途に施設の小規模化・地域分散化を求めている。
- ・その例外として、ケアニーズが非常に高い児童への専門的なケアを行うために生活単位が集合する場合は、生活単位をできるだけ4人までとし、集合する生活単位の数も概ね4単位までとすることを求めている。
- ・既存施設の改築・増築などにあたり、国の施設整備補助を活用する場合は、上記の方向性と一致していることが条件となっており、現在、小規模に対応していない施設における10年後に向けての定員数設定が課題

○(児童養護施設)

- ・都内では、グループホームに活用可能な賃貸物件(児童6名の居室(1人4.95㎡)と職員室を確保できる広さ(概ね100㎡)を有する)を見つけることが困難
- ・グループホームの職員配置が、国基準では、児童6名に職員4人配置であるが、職員の宿直を含めた勤務ローテーションを組むためには国基準では足りない状況
- ・新しい社会的養育ビジョンで示されているグループホームの昼間の時間帯の常時職員複数配置には、国基準では足りない状況
- ・本体施設にはケアニーズが高い児童が入所しており、ベテラン職員を本体施設、若手職員をグループホームに配置せざるを得ない実態

○(乳児院)

- ・小規模グループケアを実施するための職員確保・定着
- ・夜間においては、日中と同様、授乳や呼吸確認などの業務が継続的に必要であることに加え、一時保護委託の受入れも行っており、職員の業務負担が大きい。
- ・生活単位が小さくなると職員の人数が減るため、職員の勤務のローテーションを組むためには、国の職員配置基準では足りない状況
- ・少人数での養育を行うためには、職員の高い養育スキルが必要

(共通)

- ・施設での養育を必要とする(確保すべき)定員数の検討
- ・4人の生活単位×4単位で運営することへの課題について検討

(児童養護施設)

- ・大都市の住宅事情に合わせた定員の見直しについて検討
- ・グループホームの複数勤務体制への支援を検討
- ・若手職員の育成、フォロー体制の構築

(乳児院)

- ・小規模グループケアユニットにおける複数勤務体制への支援を検討
- ・職員のスキル向上への支援

多機能化の方向性について

(共通)

○里親支援

- ・施設における里親支援業務の増加に伴い、里親支援専門相談員などの負担が増加
- ・フォスタリング機能の検討

○一時保護委託

- ・一時保護委託の件数増加

○地域支援

- ・区市町村と連携して子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)等を実施

(共通)

- ・施設内における里親交流支援のため、里親支援専門相談員に加え配置できる里親交流支援員の安定的な配置に向けた方策の検討
- ・一時保護委託の受入に関する課題を検討
- ・区市町村と連携のうえ継続